

◇医学部人間健康科学科 研究生継続手続き案内◇

1. 在学期間

在学期間は1年以内です。ただし、在学期間の延長を希望する者については、専攻長会議の議を経て1年以内の単位で通算7年以内に限り認めることがあります。

延長希望の有無の照会は行いません。

2. 提出書類

(1) 研究生在学期間延長願書（所定用紙）

- ・研究科目欄：所属予定の専攻分野名を記入
- ・受入教員欄：受入教員が助教のときは、教授又は准教授の氏名も併せて記入
- ・授業料の納付方法欄

分割納付：在学期間が6ヶ月を越える場合、最初の6ヵ月分と残りの期間分に分けて納付できます。

※在籍期間が次の事業年度に終了する場合（3月31日を越えての在籍）、次の事業年度に係る授業料については分割納付していただきます。

(2) 履歴書（所定用紙）

(3) 勤務先所属長承認書（所定用紙）

入学後も研究機関、病院等に勤務する者は提出（証明印は公印に限る）

(4) 外国人登録証明書（住民票）

外国籍のある者のみ提出（外国人登録証明書カード（両面）のコピーでも可）

(5) 顔写真1枚（身分証明書用、縦3.3cm×横3.0cm）

(6) 許可通知書送付用封筒（長型3号）及び授業料振込依頼書送付用封筒（希望者のみ）（長型3号）

それぞれ92円切手を貼付し、住所・氏名を記入して提出

6. 提出期限

期間延長開始月の前々月の上旬まで（教授会の1週間前）に医学部人間健康科学科教務掛まで提出してください。

※8月は専攻長会議が開催されないため、10月からの入学・延長を希望する場合、提出期限は7月上旬となりますのでご注意ください。

7. 在学期間延長の決定

在学期間の延長が許可されれば、許可通知書を送付します。

8. 授業料の納付（授業料：29,700 円/月）

期間延長開始月の末日までに本学指定の口座にお振込ください。

なお、納付済の授業料は理由を問わず返還されません。

9. 身分証明書

期間延長開始日以降に医学部人間健康科学科教務掛窓口で配付しますので、受け取りに来てください。

10. 異動の届け出

出願書類に記載した事項に変更が生じた場合は、所定の手続きをしてください。
また、退学する場合は、速やかに退学届を提出してください。

* 京都大学医学部人間健康科学科教務掛 *

〒606-8501

京都市左京区吉田近衛町

電話：075-753-9313

FAX：075-753-4637